

調達要求番号： 5 P D C 1 A 0 0 0 1 3

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
水戸地方合同庁舎 受水槽清掃	茨城地本—Z 2 5 A 0 1 3	
	作 成	令和 7 年 1 月 3 0 日
	変 更	
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「官側」という。）で使用している受水槽の清掃について規定する。

2 受水槽清掃に関する要求

2.1 概要

a) 対象設備

- 1) 清掃する受水槽は2基とし、本庁舎の北側の受水槽1基、本庁舎屋上の高置水槽1基とする。
- 2) 受水槽の容量は16.0 m³、高置水槽の容量は7.5 m³とする。
- 3) 構造は受水槽は2槽式、高置水槽は1槽式とし、材質はFRP製とする。

b) 一般事項

- 1) 清掃を行う作業員の名簿を作業前に官側へ提出し、作業責任者には貯水槽清掃作業監督者講習会課程の修了者を付けるものとする。
- 2) 本役務に従事する作業者は健康状態の良好な者とし、事前に腸内細菌検査（赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌・O-157）を実施すること。併せてその検査報告書の写しを官側へ2部提出すること。
- 3) 清掃に必要な機器及び消耗品等については契約相手方の負担とする。
- 4) 清掃に必要な光熱水の使用については官側の負担とする。
- 5) 作業現場の安全管理は関係法規に従い遺漏なく実施し、事故防止に万全な策を講じ常に注意を怠らないようにすること。他の施設及び物品等に汚損又は損傷を与えた場合は、官側へ速やかに報告し、官側の指示のもと契約相手方の負担により直ちに現状復旧すること。
- 6) 作業については、合同庁舎閉庁日に実施するものとする。作業終了後には作業報告書を官側へ提出するものとする。報告書の様式については契約相手方の随意の様式とする。

2.2 仕様

2.2.1 受水槽清掃に関する仕様

a) 全体に係る仕様

本業務は、本仕様書及び「水道法」及び関係法令並びに「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」による。

b) 清掃作業

- 1) 作業衣及び使用器具は、貯水槽等の清掃専用のものを使用すること。また作業に先立ち、作業衣及び使用器具を消毒し、作業が衛生的に行われるようにすること。
- 2) 作業開始前に水道吸込管元バルブを閉栓すること。
- 3) 水槽内の沈殿物及び浮遊物並びに壁面・電極棒等に付着した物質を除去し洗浄すること。除去は各所の材質に応じ、適切な工具と方法をもって行うこと。

- 4) 洗浄に用いた水は完全に水槽から排除し、清掃終了後は水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等を水槽内に流入させないこと。

c) 消毒作業

- 1) 消毒薬は有効塩素 50～100mg/L 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。
- 2) 消毒は水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用し噴霧により吹付けるかブラシ等を利用して実施し、消毒終了後30分放置すること。
- 3) 前記の方法により2回消毒を行い、消毒による排水を完全に除去するとともに、消毒終了後は水槽内に立ち入らないこと。

d) 水張り作業

消毒終了後、水槽への注水を開始し、定水位になったことにより流入管からの給水が自動停止することを確認後、マンホール蓋を施錠すること。

e) 水槽外部洗浄作業

水張り終了後、水槽外面の洗浄を実施する。その際、洗浄水が水槽内に流入しないようにすること。

3 仕様書等に関する疑義

契約相手方は、この仕様書について明示がない事項または疑義を生じた場合については、官側へ連絡し、協議により定めるものとする。